

平成 29 年度第 1 回

大阪府都市計画審議会

議 案 書

日 時 平成 30 年 2 月 9 日 (金)
午前 10 時～

場 所 大阪府中央区大手前 3 丁目 1 番 43 号
プリムローズ大阪 「鳳凰の間」

平成29年度第1回 大阪府都市計画審議会

議 案 書 目 次

議案番号	案 件 名	ページ
422	北部大阪都市計画区域区分の変更	1
423	東部大阪都市計画区域区分の変更	5
424	南部大阪都市計画区域区分の変更	9
425	北部大阪都市計画都市再開発の方針の変更	13
426	東部大阪都市計画都市再開発の方針の変更	19
427	南部大阪都市計画都市再開発の方針の変更	31
428	北部大阪都市計画住宅市街地の開発整備の方針の変更	37
429	東部大阪都市計画住宅市街地の開発整備の方針の変更	43
430	南部大阪都市計画住宅市街地の開発整備の方針の変更	49
431	東部大阪都市計画防災街区の整備の方針の変更	55
432	南部大阪都市計画臨港地区の変更	61
433	南部大阪都市計画道路の変更	65
434	南部大阪都市計画道路の変更	69
435	南部大阪都市計画道路の変更	73
436	南部大阪都市計画道路の変更	77
437	産業廃棄物処理施設の敷地の位置(枚方市)	81
438	産業廃棄物処理施設の敷地の位置(泉大津市)	85

議 第 4 2 2 号
計 推 第 1 8 3 2 号
平成 30 年 1 月 26 日

大阪府都市計画審議会会長 様

大 阪 府 知 事

北部大阪都市計画区域区分の変更について（付議）

標記について、都市計画法第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 18 条第 1 項の規定により、次のように審議会に付議します。

北部大阪都市計画区域区分の変更（大阪府決定）

北部大阪都市計画区域区分を次のように変更する。

1. 市街化区域と市街化調整区域との区分

「位置及び区域は位置図及び計画図表示のとおり」

2. 人口フレーム

区 分	年 次	平成22年 (基準年次)	平成32年 (目標年次)
都市計画区域内人口		1,757.7千人	1,740.2千人
市街化区域内人口		1,706.8千人	1,694.7千人
配分する人口		—	1,693.4千人
保留する人口		—	1.3千人
特定保留		—	—
一般保留		—	1.3千人

理 由

北部大阪都市計画区域の整備、開発及び保全の方針において保留区域に設定されている成合南地区について、土地区画整理事業及び地区計画による計画的な市街地整備が確実となったことから、当該地区について、保留人口フレームを解除し、市街化区域に編入する。

議 第 4 2 3 号
計 推 第 1 8 3 3 号
平成 30 年 1 月 26 日

大阪府都市計画審議会会長 様

大 阪 府 知 事

東部大阪都市計画区域区分の変更について（付議）

標記について、都市計画法第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 18 条第 1 項の規定により、次のように審議会に付議します。

東部大阪都市計画区域区分の変更（大阪府決定）

東部大阪都市計画区域区分を次のように変更する。

1. 市街化区域と市街化調整区域との区分

「位置及び区域は位置図及び計画図表示のとおり」

2. 人口フレーム

区 分	年 次	平成22年 (基準年次)	平成32年 (目標年次)
都市計画区域内人口		2,041.7千人	1,963.9千人
市街化区域内人口		2,016.2千人	1,938.4千人
配分する人口		—	1,930.2千人
保留する人口		—	8.2千人
特定保留		—	—
一般保留		—	8.2千人

理 由

東部大阪都市計画区域の整備、開発及び保全の方針において保留区域に設定されている第二京阪道路沿道地区について、土地区画整理事業及び地区計画による計画的な市街地整備が確実となったことから、当該地区について、保留人口フレームを解除し、市街化区域に編入する。

議 第 4 2 4 号

計 推 第 1 8 3 4 号

平成 30 年 1 月 26 日

大阪府都市計画審議会会長 様

大 阪 府 知 事

南部大阪都市計画区域区分の変更について（付議）

標記について、都市計画法第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 18 条第 1 項の規定により、次のように審議会に付議します。

南部大阪都市計画区域区分の変更（大阪府決定）

南部大阪都市計画区域区分を次のように変更する。

1. 市街化区域と市街化調整区域との区分

「位置及び区域は位置図及び計画図表示のとおり」

2. 人口フレーム

区 分	年 次	平成22年 (基準年次)	平成32年 (目標年次)
都市計画区域内人口		2,400.2千人	2,339.2千人
市街化区域内人口		2,241.8千人	2,185.8千人
配分する人口		—	2,183.8千人
保留する人口		—	2.0千人
特定保留		—	—
一般保留		—	2.0千人

理 由

南部大阪都市計画区域の整備、開発及び保全の方針において保留区域に設定されている国道309号沿道地区について、土地区画整理事業及び地区計画による計画的な市街地整備が確実となったことから、当該地区について、保留人口フレームを解除し、市街化区域に編入する。

議 第 4 2 5 号
計 推 第 1 7 2 5 号
平成 30 年 1 月 26 日

大阪府都市計画審議会会長 様

大 阪 府 知 事

北部大阪都市計画都市再開発の方針の変更について(付議)

標記について、都市計画法第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 18 条第 1 項の規定により、次のように審議会に付議します。

北部大阪都市計画都市再開発の方針の変更（大阪府決定）

「北部大阪都市計画都市再開発の方針」を次のとおり変更する。

1. 都市再開発法第2条の3第2項の規定による「計画的な再開発が必要な市街地」に係る再開発の目標並びに当該市街地の土地の合理的かつ健全な高度利用及び都市機能の更新に関する方針

「別表1のとおり」

2. 都市再開発法第2条の3第2項の規定に基づく、「計画的な再開発が必要な市街地のうち特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区」及び当該地区の整備又は開発の計画の概要

「別表2のとおり」

別表1

計画的な再開発が必要な市街地

番号	計画的な再開発が必要な市街地	面積	市町村名	再開発の目標	土地の合理的かつ健全な高度利用及び都市機能の更新に関する方針	特に整備効果が大い予想される地区又は特に早急に再開発を行うことが望ましい地区	特に一体的かつ総合的に再開発を促進すべき地区	備考
203-1	庄内・豊南町地区	約510ha	豊中市	安全性の高い、便利で快適な都市居住地としての再生や庶民的で親しみのある庄内駅周辺地区の充実等を目指す。	庄内駅周辺地区については、駅前広場や道路等の公共施設の整備と都市機能の一層の集積や、災害に強い市街地形成等を図る。 木造老朽住宅が密集している地区については、道路、公園、緑道等の地区施設の整備と、住宅の共同建替を促進し、安全性の高い、便利で快適な都市居住地として再生を図る。 住宅と工場等が混在している地区については、工場の公害防止対策や周辺の環境改善を進め、住工共存市街地の形成を図る。			防災再開発促進地区
203-2	千里中央地区	約37ha	豊中市	北部大阪の都市拠点として、商業・業務機能の充実や高次都市機能の集積などにより、北部大阪の中心的な拠点にふさわしい魅力と活力にあふれ、市内外からも多くの人が訪れる都市空間の形成を図る。	東町エリアについては、施設更新を行い、商業・業務機能の更なる充実や、高次都市機能の集積を図るとともに、歩行者デッキを中心とした歩行者ネットワークの強化等により、利便性・快適性の向上を図る。 西町エリアについては、業務機能等のさらなる充実を図る。			
211-1	茨木市中心市街地整備地区	約89ha	茨木市	JR茨木駅と阪急茨木市駅を中心に都市拠点にふさわしい商業、業務等の機能充実を図るとともに、良好な都市空間の形成を図る。	公共施設の整備改善を行うとともに、交通結節点機能の充実を図る。 地域の拠点としての機能強化を図る。 中心市街地にふさわしい都市機能(商業、業務、教育、文化など)の強化を図る。 安全な歩行者空間の確保及び広域交通と生活交通を分離する環状道路体系の推進を図る。 JR茨木駅及び阪急茨木市駅、エリア中心にある公園等については機能分担を図る。		阪急茨木市駅西地区	
207-1	高槻市中心市街地整備地区	約125ha	高槻市	大阪・京都間の中核都市にふさわしい風格ある都心ゾーンの形成を目指して、JR高槻駅周辺などの主要鉄道駅周辺を「都市拠点」として位置づけ、都市を再生し活力ある持続的発展をしていくため中核的な都市機能を集積させ、高槻の顔として整備を進める。	中心市街地にふさわしい都市機能(商業・業務・教育・文化・交流・情報・公共・公益施設等)集積の強化を図る。 商業・業務、教育・研究、医療等地区での土地の高度利用の促進を図る。 人口回復(都心居住促進)のための市街地住宅の立地促進を図る。 ターミナル機能の充実・強化を図る。 中心市街地の環状道路網形成を目指した都市計画道路の早期完成と関連道路の整備を図る。 交通結節点にふさわしい都市景観形成の推進を図る。 歩行者空間の整備としての国道171号アメニティ街路化事業の推進を図る。 既存商店街の活性化、近代化の促進を図る。	阪急高槻市駅南地区 高槻駅周辺地区	阪急高槻市駅南地区 大学町地区	

別表1

計画的な再開発が必要な市街地

番号	計画的な再開発が必要な市街地	面積	市町村名	再開発の目標	土地の合理的かつ健全な高度利用及び都市機能の更新に関する方針	特に整備効果が大いだと予想される地区又は特に早急に再開発を行うことが望ましい地区	特に一体的かつ総合的に再開発を促進すべき地区	備考
207-2	富田都市拠点整備地区	約26ha	高槻市	阪急富田駅及びJR摂津富田駅と後背圏を結ぶ交通体系を整備するとともに、市域西部の生活活動の拠点機能及び商業業務機能の充実を進め、富田都市拠点の形成を目指す。	市域西部の中心としての商業・業務・文化・公共・公益施設等のセンター機能の充実を図る。人口回復(都心居住促進)のための市街地住宅の立地促進を図る。駅へのアクセスルート確保と交通混雑解消のための都市計画道路の早期完成を図る。交通結節点にふさわしい都市景観形成の推進を図る。既存商店街の活性化、近代化の促進を図る。	JR摂津富田駅南地区		
207-3	高槻中心市街地周辺整備地区	約195ha	高槻市	教育・文化機能を充実するとともに、歴史的環境や緑の保全、修復やそれらと調和した景観形成を進め、高槻市の教育・文化の中心拠点地区の形成を目指す。	教育、文化施設及び関連施設の充実を図る。住宅を中心とした現況用途を前提とした居住環境の保全と向上を図る。都心と郊外を結ぶ都市計画道路の早期完成を図るとともに、都市内道路網の整備を図る。大手町、上本町、本町地区内及び芥川町地区の歴史的景観の修復・保全及びそれらと調和した都市景観形成の推進を図る。住環境向上を目指した芥川両岸の緑地化を図る。市街化区域内農地の適切な誘導と規制を図る。			
207-4	富田都市拠点周辺整備地区	約168ha	高槻市	歴史的環境の保全、修復、それらと調和した景観の形成、及び居住環境の改善を図りながら、うるおいと個性ある住宅市街地の形成を目指す。	住宅を中心とした現況用途を前提に、消防活動困難区域の解消に向けて細街路整備等による居住環境の改善を図る。地区住民の利便性及び防災面の改善を目指した都市計画道路の早期完成を図る。歴史的・文化的資産をつなぐ歩行者ネットワークとして歴史の散策路の整備を図る。			
207-5	高槻住環境再整備地区	約552ha	高槻市	公園・細街路等の都市基盤が整い、緑や住宅デザインにも配慮した安全・便利で快適な住宅地の形成を目指す。	住宅を中心とした現況用途を前提に、公園・細街路整備、建替えの誘導等による居住環境の改善を図るとともに、消防活動困難区域の解消に向けて細街路網の整備を図る。地区住民の利便性及び防災面の改善を目指した都市計画道路の早期完成と都市間幹線道路の整備を図るとともに、都市計画道路を補完する細街路の整備を図る。居住地などの身近なところに緑や空間を備えた快適環境を創り出すために公園整備を推進し、公園未整備地区においては、公園の計画的整備を図る。老朽化した公的住宅の建替え、規模拡大を図る。良好な住宅地の環境保全を図る。住環境向上を目指した芥川両岸の緑地化を図る。市街化区域内農地の適切な誘導と規制を図る。			

別表2

計画的な再開発が必要な市街地のうち特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区

番号	地区名	地区面積	市町村名	地区の再開発、整備等の主たる目標	用途、密度に関する基本的方針、その他の土地利用計画の概要	建築物の更新の方針	都市施設及び地区施設の整備の方針	再開発の推進のために必要な公共及び民間の役割、再開発の促進のための条件整備等の措置	概ね5年以内に実施予定の主要な面的整備事業又は住宅整備事業の計画概要	概ね5年以内に決定(変更)予定の主要な都市計画に関する事項	その他必要に応じて定める事項
203-3-1	新千里東町近隣センター地区	約1.7ha	豊中市	周辺居住地の日常生活に必要なサービス機能を提供する地域拠点として機能の更新及び充実を図る。	日常生活に必要な購買施設、生活利便施設、交流施設の更新に加え、周辺環境の変化に対応した機能の充実を図るとともに、住宅機能の拡充を図り、地域のサービス拠点としての機能集積と高度化を図る。	街区を区分して、機能に応じて建築物を設けるとともに、建築物の用途、壁面の位置の制限、高さ、緑化率や容積率等を都市計画で規定し、土地利用の合理的かつ健全な高度利用を図りながら、周辺環境と調和した施設整備を図る。	既存道路の歩道、主として歩行の用に供する空地整備及び区画道路の整備を図る。		市街地再開発事業		
211-1-1	阪急茨木市駅西地区	約2.1ha	茨木市	市民の生活を支える拠点として整備し、市の玄関口にふさわしい機能の充実を図る。	交通結節点にふさわしい機能の充実及びにぎわい空間の創出を図るとともに、商業、業務、文化、居住などの都市機能の充実を図る。	生活利便性を高める施設を誘導するとともに、阪急茨木市駅西側周辺にふさわしい景観形成に配慮する。	駅前広場及び市民が集える賑わい空間、ペDESTリアンデッキ等を整備する。		市街地再開発事業	市街地再開発事業	
207-1-1	阪急高槻市駅南地区	約2.1ha	高槻市	ターミナルとしての総合的な都市機能を更新するとともに、親しみやすい都市・生活センターづくりを図る。	飲食、娯楽、文化品店など現在の権利者のための施設、ターミナル機能を高めるための施設及び生活センターとしての地区の機能を高めるための施設の充実を図るとともに、交通結節点にふさわしい新しい機能を導入するほか、都心居住促進のための住宅建設を図る。	街区を共同化し、商業・業務・レジャー・住宅棟からなる施設建築物に再編成にする。城下町・高槻のイメージにあった個性ある景観形成に配慮する。	都市計画道路北園城北線、駅前広場、駐車場、駐輪場等都市施設の整備を図るとともに、区画街路等の地区施設の整備も図る。	市街地再開発事業	市街地再開発事業	高度利用地区	
207-1-2	大学町地区	約5.8ha	高槻市	大阪医科大学及び附属病院の建替整備により、教育研究・医療施設の整備充実を図る。	大阪医科大学及び附属病院の教育研究・医療・環境機能を充実強化し、市民開放や良好な都市環境の形成に資する施設の建替整備を進め、都市機能の高度化を図る。	建物を高層化及び耐震化し、教育・医療環境の充実を図るとともに、公共空間の確保により、周辺環境への配慮を行う。					

理 由

都市再開発法第2条の3第2項の規定に基づく「都市再開発の方針」について、都市における土地利用の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、「計画的な再開発が必要な市街地」及び当該市街地に係る再開発の目標等を変更する。また、開発整備の進捗等にあわせて、「特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区」及び当該地区の計画の概要を変更する。

議 第 4 2 6 号

計 推 第 1 7 2 6 号

平成 30 年 1 月 26 日

大阪府都市計画審議会会長 様

大 阪 府 知 事

東部大阪都市計画都市再開発の方針の変更について(付議)

標記について、都市計画法第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 18 条第 1 項の規定により、次のように審議会に付議します。

東部大阪都市計画都市再開発の方針の変更（大阪府決定）

「東部大阪都市計画都市再開発の方針」を次のとおり変更する。

1. 都市再開発法第2条の3第1項第1号の規定に基づく、「計画的な再開発が必要な市街地」に係る再開発の目標並びに当該市街地の土地の合理的かつ健全な高度利用及び都市機能の更新に関する方針

「別表1のとおり」

2. 都市再開発法第2条の3第1項第2号の規定に基づく、「計画的な再開発が必要な市街地のうち特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区」及び当該地区の整備又は開発の計画の概要

「別表2のとおり」

別表1

計画的な再開発が必要な市街地

番号	計画的な再開発が必要な市街地	面積	市町村名	再開発の目標	土地の合理的かつ健全な高度利用及び都市機能の更新に関する方針	特に整備効果大きいと予想される地区又は特に早急に再開発を行うことが望ましい地区	特に一体的かつ総合的に再開発を促進すべき地区	備考
210-1	京阪牧野駅周辺地区	約6.4ha	枚方市	鉄道駅を中心にして地域の地区拠点にふさわしい商業・業務機能の集積を図るとともに防災性の向上、交通環境の改善を図る。	京阪牧野駅周辺では、公共施設の整備に合わせて商業施設等の集積と都市型住宅の建設を促進するなど計画的な土地の高度利用と防災性の向上を図る。 都市計画道路の整備を促進し、交通環境の改善を図る。			
210-2	京阪枚方市駅周辺地区	約71ha	枚方市	東部大阪の都市拠点にふさわしい魅力ある各種機能を集積した広域的な拠点の形成を図る。 淀川、旧京街道の自然や歴史環境を生かした良好な都市空間の形成を図る。	鉄道駅周辺では商業・文化・福祉・医療・居住等の複合機能を持った、中心市街地にふさわしい拠点形成を図るとともに、地区の状況に応じて用途転換を促進し、高度利用を図る。 街なみ環境整備事業等により歴史的景観の修復を図り、良好な住環境の整備に努める。			
210-3	京阪光善寺駅周辺地区	約9.4ha	枚方市	鉄道の連続立体交差事業を契機に、地域の地区拠点にふさわしい商業・文化機能の集積を図るとともに防災性の向上、交通環境の改善を図る。	鉄道の連続立体交差事業にあわせた商業・文化機能の集積により、生活利便性の高い地区拠点の形成を図る。 道路等の都市基盤施設の整備を促進し、鉄道駅へのアクセス性を向上させる。また、それに伴い交通環境の改善や歩行者空間の確保を図る。			京阪光善寺駅西地区
215-1	京阪香里園駅周辺地区	約134ha	枚方市 寝屋川市	京阪香里園駅東側周辺の交通環境の改善を図るとともに、複合的な都市機能の集積と土地の有効かつ高度利用を進め、防災性の向上を図る。特に寝屋川市の北の結節点として、新たな魅力を備えた都市核の形成と災害に強く、心安らぐ、安全で人に優しく都市的なまちづくりを推進する。	地域の地形を考慮した土地の有効かつ高度利用を図り、商業、業務、居住、医療等の機能集積及び新しい生活文化情報発信機能を発揮できる広域的なサービス業等の拠点を目指すとともに、老朽住宅の建替えや道路、公園、広場などの確保を誘導し、良好な住環境を有したまちづくりの形成を進める。			防災再開発促進地区
215-2	京阪寝屋川市駅周辺地区	約244ha	寝屋川市	寝屋川市駅周辺は水と緑と文化性を備えた中心的な都市核の形成と災害に強く、心安らぐ、安全で人に優しい都市的な居住環境を有したまちづくりを推進する。	都市基盤施設整備及び高度利用化により市民が誇りを持てるシンボル景観を創出した都市核の形成を図る。寝屋川市役所周辺は中心業務拠点として商業・業務施設の集積を誘導する。また、老朽住宅の建替えや道路、公園、広場などの確保を誘導し、良好な住環境を有したまちづくりの形成を進める。			防災再開発促進地区
215-3	京阪萱島駅周辺地区	約130ha	寝屋川市	京阪萱島駅周辺は第二京阪道路のインパクトを活用し、賑わいがあり市場性の高い都市核の形成と災害に強く、心安らぐ、安全で人に優しい都市的な居住環境を有したまちづくりを推進する。	新しい生活文化情報発信機能を発揮できる広域的な商業・サービス業などの拠点をめざした都市核の形成を図る。また、老朽住宅の建替えや道路、公園、広場などの確保を誘導し、良好な住環境を有したまちづくりの形成を進める。			防災再開発促進地区

別表1

計画的な再開発が必要な市街地

番号	計画的な再開発が必要な市街地	面積	市町村名	再開発の目標	土地の合理的かつ健全な高度利用及び都市機能の更新に関する方針	特に整備効果が大いだと予想される地区又は特に早急に再開発を行うことが望ましい地区	特に一体的かつ総合的に再開発を促進すべき地区	備考
223-1	門真市北部地区	約461ha	門真市	老朽化した木造建築物等の建替えを促進し、良好な市街地への計画的な転換を図り、快適な居住環境の実現をめざす。防災道路の整備を進めるとともに住宅等の不燃化や耐震化を促進し、安全な市街地形成に努める。主要鉄道駅周辺は、地域の生活拠点として、生活文化機能の集積が図れるよう商業・業務機能、文化・交流機能の高度集積と再整備に努める。	防災上課題のある老朽化した木造建築物等の建替えを促進するとともに、公共施設等を整備することにより、住環境の向上と併せて土地の有効利用を図り、都市機能の更新に努める。		門真市北部地区	防災再開発促進地区
218-1	JR住道駅周辺地区	約46ha	大東市	商業・業務機能の集積、都市型住宅の建設、防災機能の強化等を促進し、地域核にふさわしい魅力ある市街地の形成を図る。	公共施設の整備にあわせた商業・業務機能の集積、都市型住宅の建設の促進等により、計画的な土地の高度利用を図る。建物の不燃化、耐震化の促進やオープンスペースの確保等、防災機能の強化を図る。		JR住道駅北地区	
227-1	東大阪市北部市街地	約660ha	東大阪市	主要鉄道駅前等を中心に、周辺地域の特性に応じて、地域中心商業地にふさわしい商業・業務機能の集積を図る。密集市街地や住工混在地の居住環境の改善を図る。	JRおおさか東線と結節点となる高井田駅周辺では、公共施設の整備にあわせた商業・業務機能の集積と都市型住宅の建設を促進するなど、東大阪市北西部の沿道商業ゾーンとして計画的な土地の高度利用を図る。	地下鉄高井田駅周辺地区		
					川俣水みらいセンターの活用、布施公園の整備などにあわせ、建物の不燃化を促進し広域避難地の確保を図る。	川俣水みらいセンター周辺地区		
					鉄道駅周辺では駅前商業ゾーンとして商業機能の集積と土地の高度利用を図る。徳庵稲田線及び交通広場などの整備を推進する。	JR徳庵駅周辺地区 JR鴻池新田駅周辺地区	JR徳庵駅周辺地区	
					JRおおさか東線や幹線道路の整備される地区では、地区の状況に応じ用途転換を誘導するとともに、土地の高度利用を図る。既存工業地区の高度化と都市型産業の集積を図る。密集市街地において民間と行政の共同による災害に強いすまいとまちづくりを推進する。			

別表1

計画的な再開発が必要な市街地

番号	計画的な再開発が必要な市街地	面積	市町村名	再開発の目標	土地の合理的かつ健全な高度利用及び都市機能の更新に関する方針	特に整備効果大きいと予想される地区又は特に早急に再開発を行うことが望ましい地区	特に一体的かつ総合的に再開発を促進すべき地区	備考
227-2	東大阪市西部中心市街地	約1300ha	東大阪市	東大阪市の中心商業業務ゾーンにふさわしい商業・業務機能の集積を図る。主要鉄道駅等を中心に、周辺地域の特性に応じて地域中心商業地にふさわしい商業・業務機能の集積を図る。密集市街地や住工混在地の居住環境の改善を図る。	東大阪市の中心商業業務ゾーンとして、既存商店街の近代化、市街地再開発事業を促進するとともに、公共施設の整備にあわせた商業・業務機能の集積と都市型住宅の建設を促進するなど、計画的な土地の高度利用を図る。 高井田長堂線、足代荒川線などの整備を推進する。	近鉄布施駅周辺地区	近鉄布施駅周辺地区	
				近鉄布施駅周辺地区と連たんする沿道商業ゾーンとして、公共施設の整備にあわせた商業・業務機能の集積と都市型住宅の建設を促進するなど、計画的な土地の高度利用を図る。 小阪稲田線などの整備を推進する。	近鉄小阪駅周辺地区			
				都市型住宅地として再整備を行い、地区の活性化に努めるとともに、不燃化を促進し広域避難地の確保を図る。	八戸の里・西岩田地区			
				建物の不燃化を促進し、広域避難地の確保を図る。	近大・上小阪周辺地区			
				鉄道駅周辺では、公共施設の整備にあわせた商業機能の集積と都市型住宅の建設を促進するなど、駅前商業ゾーンとして計画的な土地の高度利用を図る。 足代金岡線及び交通広場などの整備を図る。 JRおおさか東線駅と結節する近鉄俊徳道駅・永和駅周辺では、公共施設の整備にあわせた商業・業務施設の集積と計画的な土地利用の形成を図る。	近鉄俊徳道駅周辺地区 近鉄長瀬駅周辺地区 近鉄弥刀駅周辺地区	近鉄長瀬駅周辺地区 近鉄弥刀駅周辺地区		
				住宅地として再整備を行い、地区の活性化に努め、居住性・防災性の向上に努める。 JRおおさか東線駅の設置及び連続立体交差事業に関連する公共施設の整備される地区及びその周辺では、商業・業務施設の集積と都市型住宅の建設を促進し、計画的な高度利用を図る。 商業施設の集積がみられる地区では、建物の更新にあわせ用途転換を誘導するなど、地区の活性化を図る。	大蓮周辺地区 JR長瀬駅周辺地区	JR長瀬駅周辺地区		
				JRおおさか東線や幹線道路の整備される地区では、地区の状況に応じ用途転換を誘導するとともに、土地の高度利用を図る。 既存工業地区の高度化と都市型産業の集積を図る。 密集市街地において民間と行政の共同による災害に強いすまいとまちづくりを促進する。				

別表1

計画的な再開発が必要な市街地

番号	計画的な再開発が必要な市街地	面積	市町村名	再開発の目標	土地の合理的かつ健全な高度利用及び都市機能の更新に関する方針	特に整備効果大きいと予想される地区又は特に早急に再開発を行うことが望ましい地区	特に一体的かつ総合的に再開発を促進すべき地区	備考
227-3	東大阪市東北部市街地	約1030ha	東大阪市	東部大阪の都市拠点にふさわしい魅力ある各種機能を集積した新都心の形成を図る。 主要鉄道駅前等を中心に、周辺地域の特性に応じて地域中心商業地にふさわしい商業・業務機能の集積を図る。 密集市街地や住工混在地の居住環境の改善を図る。 自然環境の保全と良好な居住環境の形成を図る。	新都心(長田・荒本地区)では、中枢管理機能をはじめとして商業・業務機能などの集積と、計画的な土地の高度利用を図る。 近鉄けいはんな線駅周辺では、計画的な土地利用転換により沿道商業ゾーンとして商業機能の立地誘導と計画的な土地の高度利用を図る。 居住環境の整備や土地利用の更新を図る。	長田・荒本地区	東大阪市新都心整備地区	
					近鉄けいはんな線駅周辺では、計画的な土地利用転換により駅前商業ゾーンとして商業機能の立地誘導と計画的な土地の高度利用を図る。	近鉄吉田駅周辺地区 近鉄新石切駅周辺地区		
					住宅地として再整備を行い、地区の活性化に努め、居住性・防災性の向上に努める。	加納・吉原地区		
					幹線道路の整備される地区では、地区の状況に応じ用途転換を誘導するとともに、土地の高度利用を図る。 既存工業地区の高度化と都市型産業の集積を図る。 密集市街地において民間と行政の共同による災害に強いすまいとまちづくりを促進する。 生駒山麓の良好な住環境の保全と自然景観の整備を図る。			
227-4	東大阪市東南部市街地	約910ha	東大阪市	主要鉄道駅前等を中心に、周辺地域の特性に応じて地域中心商業地にふさわしい商業・業務機能の集積を図る。 密集市街地や住工混在地の居住環境の改善を図る。 自然環境の保全と良好な居住環境の形成を図る。	鉄道駅周辺では、公共施設の整備にあわせた商業機能の集積と都市型住宅の建設を促進するなど、駅前商業ゾーンとして計画的な土地の高度利用を図る。 大阪瓢箪山線などの整備を推進する。	近鉄若江岩田駅周辺地区 近鉄河内花園駅周辺地区	近鉄若江岩田駅周辺地区 近鉄河内花園駅周辺地区	
					瓢箪山駅周辺では、公共施設の整備にあわせた商業機能の集積と都市型住宅の建設を促進するなど、東大阪市東部の駅前商業ゾーンとして計画的な土地の高度利用を図る。 大阪瓢箪山線及び交通広場などの整備を図る。	近鉄瓢箪山駅周辺地区	近鉄瓢箪山駅周辺地区	
					住宅地として再整備を行い、地区の活性化に努め、居住性・防災性の向上に努める。	池島地区		
				幹線道路の整備される地区では、地区の状況に応じ用途転換を誘導するとともに、土地の高度利用を図る。 既存工業地区の高度化と都市型産業の集積を図る。 密集市街地において民間と行政の共同による災害に強いすまいとまちづくりを促進する。 生駒山麓の良好な住環境の保全と自然景観の整備を図る。				

別表1

計画的な再開発が必要な市街地

番号	計画的な再開発が必要な市街地	面積	市町村名	再開発の目標	土地の合理的かつ健全な高度利用及び都市機能の更新に関する方針	特に整備効果が大い予想される地区又は特に早急に再開発を行うことが望ましい地区	特に一体的かつ総合的に再開発を促進すべき地区	備考
221-1	JR柏原駅周辺地区	約6.0ha	柏原市	中心市街地としての都市機能の更新と、健全で災害に強い居住環境の整備を図り活力ある街づくりを目指す。	JR柏原駅周辺は、住宅・商業・業務の適正な配置に配慮しながらそれぞれの用途が調和・共存できる環境を形成する。 近隣商業地域及び商業地域として商業機能の充実を図る。 当地区において、景観形成、商業、業務、文化、情報行政等の機能を充実させる。 都心の活性化を図るため都市型住宅の供給を促進する。		JR柏原駅東口地区	

別表2

計画的な再開発が必要な市街地のうち特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区

番号	地区名	地区面積	市町村名	地区の再開発、整備等の主たる目標	用途、密度に関する基本的方針、その他の土地利用計画の概要	建築物の更新の方針	都市施設及び地区施設の整備の方針	再開発の推進のために必要な公共及び民間の役割、再開発の促進のための条件整備等の措置	概ね5年以内に実施予定の主要な面的整備事業又は住宅整備事業の計画概要	概ね5年以内に決定(変更)予定の主要な都市計画に関する事項	その他必要に応じて定める事項
210-3-1	京阪光善寺駅西地区	約1.4ha	枚方市	鉄道の連続立体交差事業にあわせ、地域の拠点にふさわしい生活サービスなどの多様な都市機能の集積を図るとともに、これらの都市機能と調和した都市居住の誘導を図り、利便性が高く良好な居住環境の形成を促進する。	土地の合理的かつ健全な高度利用を図りながら、周辺地域と調和した市街地の再整備をすすめ、住宅・商業・業務・医療施設等の立地を促進し、地域拠点にふさわしい多様な都市機能の集積を図る。	市街地再開発事業等により、耐火建築物への更新を図り、地区の不燃化と都市防災機能の強化をすすめ、災害に強いまちづくりを推進する。	鉄道駅へのアクセス性を向上させるなど、交通環境の改善や歩行者空間の確保を図るため、駅前広場を含む都市計画道路北中振線の整備を図る。		市街地再開発事業		
223-1-1	門真市北部地区	約461ha	門真市	防災上課題のある老朽化した木造建築物等の建替えを促進するとともに、公共施設等を整備することにより、住環境の向上と併せて土地の有効利用を図り、都市機能の更新に努める。	面整備事業、建替誘導、主要生活道路及び都市計画道路等の整備により、防災街区の整備、住環境の整備、良好な住宅の供給を図る。	木造賃貸住宅等の建替えによる建築物の不燃化・耐震化を促進する。	国道163号、大阪中央環状線、第二京阪道路を防災上重要な道路として活用し、基本安全軸として都市計画道路寝屋川大東線の整備を進めると共に防災性向上を図るためにも主要生活道路及び公園の整備を図る。	防災性の高い市街地を形成するための各種施策の強化を図るとともに、住宅市街地総合整備事業等の実施や木造賃貸住宅等の建替えによる建築物の不燃化・耐震化を誘導し、官民の連携を図りながら効果的な再開発を促進する。	住宅市街地総合整備事業	防災再開発促進地区	
218-1-1	JR住道駅北地区	約9.5ha	大東市	商業・業務機能の集積を促進し、地域核にふさわしい市街地の形成を図る。	公共施設の整備にあわせた商業・業務機能の集積、都市型住宅の建設の促進等により、計画的な土地の高度利用を図る。建物の不燃化、耐震化の促進等、防災機能の強化を図る。	民間建設活動の誘導により、建物の共同化や不燃化を促進する。	地区内において、広場や道路等のオープンスペースを確保し、防災機能の強化を図る。				
227-1-1	JR徳庵駅周辺地区	約5ha	東大阪市	駅前商業ゾーンとして、商業機能の集積を図る。	商業・業務機能の集積と、公共施設の整備にあわせた計画的な土地の高度利用を図る。	民間建設活動の誘導により建物の共同化・不燃化を促進する。都市型住宅の建設を促進する。	徳庵稲田線、小阪稲田線及びJR徳庵駅前交通広場などを整備する。JR学研都市線の立体交差化を図る。				

別表2

計画的な再開発が必要な市街地のうち特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区

番号	地区名	地区面積	市町村名	地区の再開発、整備等の主たる目標	用途、密度に関する基本的方針、その他の土地利用計画の概要	建築物の更新の方針	都市施設及び地区施設の整備の方針	再開発の推進のために必要な公共及び民間の役割、再開発の促進のための条件整備等の措置	概ね5年以内に実施予定の主要な面的整備事業又は住宅整備事業の計画概要	概ね5年以内に決定(変更)予定の主要な都市計画に関する事項	その他必要に応じて定める事項
227-2-1	近鉄布施駅周辺地区	約35ha	東大阪市	東大阪市の地域核にふさわしい商業・業務機能の集積を図る。	商業・業務機能の集積と、公共施設の整備にあわせた計画的な土地の高度利用を図る。	近鉄布施駅周辺では、市街地再開発事業を促進する。民間建設活動の誘導により建物の共同化・不燃化を促進する。都市型住宅の建設を促進する。	高井田長堂線、足代荒川線などを整備する。地区周辺と一体となった歩行者空間を整備する。				
227-2-2	近鉄長瀬駅周辺地区	約5ha	東大阪市	駅前商業ゾーンとして、商業機能の集積を図る。	商業・業務機能の集積と、公共施設の整備にあわせた計画的な土地の高度利用を図る。	民間建設活動の誘導により建物の共同化・不燃化を促進する。都市型住宅の建設を促進する。	柏田長瀬線及び近鉄長瀬駅前交通広場などを整備する。近鉄大阪線の立体交差化を図る。				
227-2-3	近鉄弥刀駅周辺地区	約6ha	東大阪市	駅前商業ゾーンとして、商業機能の集積を図る。	商業・業務機能の集積と、公共施設の整備にあわせた計画的な土地の高度利用を図る。	民間建設活動の誘導により建物の共同化・不燃化を促進する。都市型住宅の建設を促進する。	足代金岡線、渋川友井線及び近鉄弥刀駅前交通広場などを整備する。近鉄大阪線の立体交差化を図る。				
227-2-4	JR長瀬駅周辺地区	約10ha	東大阪市	駅前商業ゾーンとして、商業機能の集積を図る。	商業機能及び公共施設の整備にあわせた計画的な土地の高度利用を図る。	民間建設活動の誘導により建物の共同化・不燃化を促進する。都市型住宅の建設を促進する。	大阪八尾線、柏田長瀬線などを整備する。				
227-3-1	東大阪市新都心整備地区	約140ha	東大阪市	東大阪地域の都市拠点にふさわしい魅力ある各種機能を集積した新都心の形成を図る。	行政・文化・商業・業務施設及び都市型住宅を適正に配置し、計画的な土地の高度利用を図る。	計画的な土地利用の転換を図るため、民間の建設活動を適正に誘導する。都市型住宅の建設を促進する。	地区周辺と一体となった歩行者空間を整備する。				
227-4-1	近鉄若江岩田駅周辺地区	約13ha	東大阪市	駅前商業ゾーンとして、商業機能の集積を図る。	商業機能の集積と、公共施設の整備にあわせた計画的な土地の高度利用を図る。	民間建設活動の誘導により建物の共同化・不燃化を促進する。都市型住宅の建設を促進する。	大阪瓢箪山線などを整備する。近鉄奈良線連続立体交差事業を進める。				
227-4-2	近鉄河内花園駅周辺地区	約9ha	東大阪市	駅前商業ゾーンとして、商業機能の集積を図る。	商業機能の集積と、公共施設の整備にあわせた計画的な土地の高度利用を図る。	民間建設活動の誘導により建物の共同化・不燃化を促進する。都市型住宅の建設を促進する。	近鉄奈良線連続立体交差事業を進める。				

別表2

計画的な再開発が必要な市街地のうち特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区

番号	地区名	地区面積	市町村名	地区の再開発、整備等の主たる目標	用途、密度に関する基本的方針、その他の土地利用計画の概要	建築物の更新の方針	都市施設及び地区施設の整備の方針	再開発の推進のために必要な公共及び民間の役割、再開発の促進のための条件整備等の措置	概ね5年以内に実施予定の主要な面的整備事業又は住宅整備事業の計画概要	概ね5年以内に決定(変更)予定の主要な都市計画に関する事項	その他必要に応じて定める事項
227-4-3	近鉄瓢箪山駅周辺地区	約17ha	東大阪市	東大阪市の地域核として、商業・業務機能の集積を図る。	商業・業務機能の集積と、公共施設の整備にあわせた計画的な土地の高度利用を図る。	民間建設活動の誘導により建物の共同化・不燃化を促進する。 都市型住宅の建設を促進する。	大阪瓢箪山線及び近鉄瓢箪山駅前交通広場などを整備する。 近鉄奈良線の立体交差化を図る。				
221-1-1	JR柏原駅東口地区	約0.4ha	柏原市	柏原市の中心市街地の玄関口として、駅前広場、道路等の公共施設整備、駅前整備等都市機能の更新と土地の有効利用を図り、災害に強い活力のある街をつくる。	駅前広場や道路等の都市基盤整備を行い商業・業務・公益施設・住宅等の建築物の整備に併せた土地の合理的かつ健全な高度利用を図る。	JR柏原駅東口地区では、市街地再開発事業の実施にむけて検討する。	都市計画道路大泉本郷線、柏原駅前交通広場、柏原駅東線、法善寺築留線の整備の検討をする。	住宅市街地基盤整備事業により住環境の整備を図る。	市街地再開発事業(柏原駅東口地区)		

理 由

都市再開発法第2条の3第1項の規定に基づく「都市再開発の方針」について、都市における土地利用の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、「計画的な再開発が必要な市街地」及び当該市街地に係る再開発の目標等を変更する。また、開発整備の進捗等にあわせて、「特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区」及び当該地区の計画の概要を変更する。

議 第 4 2 7 号
計 推 第 1 7 2 7 号
平成 30 年 1 月 26 日

大阪府都市計画審議会会長 様

大 阪 府 知 事

南部大阪都市計画都市再開発の方針の変更について(付議)

標記について、都市計画法第 21 条第 2 項の規定において準用
する同法第 18 条第 1 項の規定により、次のように審議会に付議
します。

南部大阪都市計画都市再開発の方針の変更（大阪府決定）

「南部大阪都市計画都市再開発の方針」を次のとおり変更する。

1. 都市再開発法第2条の3第1項第1号の規定に基づく、「計画的な再開発が必要な市街地」に係る再開発の目標並びに当該市街地の土地の合理的かつ健全な高度利用及び都市機能の更新に関する方針

「別表1のとおり」

2. 都市再開発法第2条の3第1項第2号の規定に基づく、「計画的な再開発が必要な市街地のうち特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区」及び当該地区の整備又は開発の計画の概要

「別表2のとおり」

別表1

計画的な再開発が必要な市街地

番号	計画的な再開発が必要な市街地	面積	市町村名	再開発の目標	土地の合理的かつ健全な高度利用及び都市機能の更新に関する方針	特に整備効果が大いだと予想される地区又は特に早急に再開発を行うことが望ましい地区	特に一体的かつ総合的に再開発を促進すべき地区	備考
216-1	河内長野駅周辺市街地	約54ha	河内長野市	河内長野駅周辺に、河内長野市の都市拠点にふさわしい商業・文化・教育・生活サービスなどの都市機能の集積を図り、中心市街地としての整備を進める。	都市拠点の河内長野駅周辺、ラプリーホール周辺、行政拠点の市役所周辺を結ぶ道路ネットワークづくりを進める。 河内長野駅周辺の安心・安全に歩ける空間の確保と交通渋滞の緩和を図る。 河内長野駅前において、建築物共同化を促進し、連鎖的に共同化を進めることにより、まちなか居住の推進を図るとともに、災害に強いまちづくりをめざす。 安全で円滑な人と車の移動と確保を図るため、河内長野駅周辺での駐車場整備を検討する。	河内長野駅周辺地区	河内長野駅前地区	
216-2	三日市周辺市街地	約25ha	河内長野市	三日市周辺地域では、南海三日市町駅周辺を中心とした都市核の形成をめざし、市民が豊かな生活を創造できる都市機能の集積を進めるとともに、歴史的資源等の地域特性を活かした都市の有効活用を図りながら、河内長野市南部地域の拠点として相応しい「ふれあいと歴史・文化のまち」をめざす。	駅周辺では、人や車の安全で円滑な移動を確保するため、駐車場や駐輪場の整備を図る。 旧高野街道沿いでは、歴史的資源を活かした町並みの保全を図りながら、魅力あるまちづくりを進める。 空地地等の低未利用地では、ミニ開発等によるスプロール化を防止し、駅周辺整備や旧高野街道沿いのまちづくりと連携した整備を図る。	三日市周辺地区	南海三日市町駅周辺地区	
219-1	JR和泉府中駅前周辺市街地	約4.9ha	和泉市	和泉市の地域核として、賑わいと活気あふれた地域づくりを行うため、都市環境の整備を行い、商業業務機能を始め都市機能の再生整備を図る。	商業、業務地の集約化を図り、魅力的な地域核の形成を図る。 道路等の整備を進める。 老朽化した建築物の整備による都市の不燃化を図る。			
225-1	南海高石駅周辺地区	約46ha	高石市	大阪市都心部への便利なアクセスを活かして都市核及び近隣商業地としての機能を充実するとともに、防災性に優れた周辺の居住環境の改善を図る。	高石駅周辺の地区は商業、業務、コミュニティ等の機能の充実を図る。 道路、公園等の整備を図り、都市居住環境の充実を図る。		南海高石駅西地区	
225-2	南海羽衣駅周辺地区	約53ha	高石市	大阪市都心部への便利なアクセスを活かして都市核及び近隣商業地としての機能を充実するとともに、防災性に優れた周辺の居住環境の改善を図る。	羽衣駅周辺地区は、再開発などを促進し商業、業務地としての土地利用の集約化を図る。 道路、公園等の整備を図り、都市居住環境の充実を図る。		南海羽衣駅前地区	

別表1

計画的な再開発が必要な市街地

番号	計画的な再開発が必要な市街地	面積	市町村名	再開発の目標	土地の合理的かつ健全な高度利用及び都市機能の更新に関する方針	特に整備効果が大きいと予想される地区又は特に早急に再開発を行うことが望ましい地区	特に一体的かつ総合的に再開発を促進すべき地区	備考
202-1	JR東岸和田駅周辺地区	約81ha	岸和田市	南部大阪の都市拠点としての機能を充実するとともに、防災性に優れた居住環境の充実を図る。	東岸和田駅周辺地区は、再開発などを促進し商業、業務地としての土地利用の集約化を図ると共に都市居住環境の充実を図る。 幹線道路の交通渋滞解消のために、JR阪和線の高架化を進めると共に、関連側道の整備により、駅へのアクセシビリティの向上を図る。 道路、駅前広場、公園等の整備を図り、交流空間の整備を図る。 災害に強いまちづくりをめざす。			
202-2	岸和田旧港地区	約15ha	岸和田市	既成中心市街地に立地する特性を活かし、文化・国際交流・商業・業務・住宅等の機能を備えた複合市街地の形成を図る。	岸和田旧港地区は、地区計画に基づく地区施設の整備と民間再開発、公共施設整備により、国際交流・集客空間の創出を図る。 豊かな緑、海辺のゆとり空間創出等、すぐれた都市景観の創出を図る。			
213-1	南海泉佐野駅周辺地区	約31ha	泉佐野市	泉佐野市の中心市街地として商業、業務、居住などの複合的な都市機能の集積とこれに相応しい環境づくりを図る。	商業、業務、住宅、行政機能等の充実を図る。 安全快適で利便性の高い住宅供給や商業の活性化などを促進し、都市にふさわしい機能集積を図る。			

別表2

計画的な再開発が必要な市街地のうち特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区

番号	地区名	地区面積	市町村名	地区の再開発、整備等の主たる目標	用途、密度に関する基本的方針、その他の土地利用計画の概要	建築物の更新の方針	都市施設及び地区施設の整備の方針	再開発の推進のために必要な公共及び民間の役割、再開発の促進のための条件整備等の措置	概ね5年以内に実施予定の主要な面的整備事業又は住宅整備事業の計画概要	概ね5年以内に決定(変更)予定の主要な都市計画に関する事項	その他必要に応じて定める事項
216-1-1	河内長野駅前地区	約15ha	河内長野市	河内長野市の都市拠点としてふさわしい都市機能の充実を図り、中心市街地としての整備を進める。	商業、文化、教育、生活サービス等の都市機能の充実を図るとともに、災害に強いまちづくりに向け計画的な都市基盤整備を図る。 多様なニーズに対応した住宅の供給を促進する。 まちなか居住を推進する。	地権者等の意向を踏まえつつ、民間主体で市街地再開発事業、優良建築物等整備事業等の手法を活用して、建築物の共同化を促進することにより、建築物を更新する。	商業、文化、教育、生活サービス等の都市機能を持つ施設の整備を図る。 市街地再開発事業、優良建築物等整備事業等の手法を活用して、建築物の共同化の促進を図ることにより、上記施設の整備を図る。 都市計画道路河内長野駅前線の整備を図れるよう努める。				
216-2-1	南海三日市町駅周辺地区	約5ha	河内長野市	河内長野市南部地域の拠点としての駅前整備により、駅前の利便性向上、交通安全や防災機能の向上を図るとともに、都市機能の更新並びに土地の有効利用を図る。	駅前広場や道路等の都市基盤整備を行い商業、公益施設、駐車場及び駐輪場等の建築物の整備にあわせた土地の合理的かつ健全な高度利用を図る。	三日市町駅前西地区では、市街地再開発事業を実施する。 河内長野市南部の拠点としてふさわしい駅舎の改良を促進する。 旧高野街道沿いの歴史的町並みや商店街の修景整備を促進する。	都市計画道路三日市駅前線、三日市東西線、三日市青葉台線及び三日市駅前広場等を整備する。 都市計画駐車場第2号三日市町駅前自転車駐車を整備する。			三日市町駅前西地区第二種市街地再開発事業(完了)	
225-1-1	南海高石駅西地区	約12ha	高石市	高石市の南の玄関口としての都市核として、都市防災性の向上、良好な住環境の形成、商業の活性化など、市街地の改善を図る。	面的整備事業、建替誘導、都市計画道路及び生活道路等の整備により、防災街区や住環境の整備を図る。	業務、商業施設の立地を促進する。 良好な住環境とオープンスペースを確保する。 個性ある地区景観の創出を図る。	高石南線、高石駅前線、高石駅西側線の都市計画道路を防災上重要な道路として活用するとともに、生活道路や公園等を整備する。			高石駅西土地区画整理事業を促進する。	
225-2-1	南海羽衣駅前地区	約1.1ha	高石市	高石市の北の玄関口としての都市核として、商業機能の充実及び良好な住環境の形成を図る。	駅前広場など公共施設の整備を行い、商業・業務などの都市機能の充実を図るとともに、良好な住宅供給を図る。	良好な住宅供給や商業活性化を促進する施設整備を図る。	羽衣駅東側線、羽衣駅西側線、羽衣駅前線等の都市計画道路を防災上重要な道路として活用する。 自動車及び自転車駐車を整備する。			羽衣駅前地区第一種市街地再開発事業を促進する。	

理 由

都市再開発法第2条の3第1項の規定に基づく「都市再開発の方針」について、都市における土地利用の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、「計画的な再開発が必要な市街地」に係る再開発の目標等を変更する。また、開発整備の進捗等にあわせて、「特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区」及び当該地区の計画の概要を変更する。

議 第 4 2 8 号
計 推 第 1 7 2 8 号
平成 30 年 1 月 26 日

大阪府都市計画審議会会長 様

大 阪 府 知 事

北部大阪都市計画住宅市街地の開発整備の方針の変更
について(付議)

標記について、都市計画法第 21 条第 2 項の規定において準用
する同法第 18 条第 1 項の規定により、次のように審議会に付議
します。

北部大阪都市計画住宅市街地の開発整備の方針の変更（大阪府決定）

北部大阪都市計画住宅市街地の開発整備の方針を次のように変更する。

1. 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第4条第1項第1号の規定に基づく、住宅市街地の開発整備の目標

住宅・まちづくりの推進においては、大阪ならではの魅力を存分に活かし、「住まうなら大阪」と思える、多様な人々が住まい、訪れる居住魅力あふれる都市を創造することとし、安全・安心の確保とあわせて、環境に配慮された住まいと都市の実現、多様な人を惹きつけ生き活きとくらすことができる住まいと都市の実現をめざす。

2. 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第4条第1項第1号の規定に基づく、良好な住宅市街地の整備又は開発の方針

住宅市街地の開発整備の目標を達成し、府民の住生活の安定の確保及び向上の促進を図るため、良好な住宅市街地の整備又は開発を、以下のテーマ別、地域特性別の方針に基づき進める。

なお、住宅市街地の整備又は開発に際しては、必要となる関連公共公益施設の整備を総合的、計画的に進めるとともに、地区計画制度等の活用を図る。

(1) テーマ別方針

- ① 国内外から多様な人々を惹きつける住まいと都市の実現

関西、日本の成長をけん引する大都市として、大阪ならではの魅力を存分に活かし、国内外の人々にとって多様かつ魅力的で、住みたい、住み続けたい、訪れたいと思える住まいと都市を実現し、大阪への新しい人の流れを生み出す。

- ② 生き活きとくらすことができる住まいと都市の実現

働き・学び・遊び・住まうための多彩な機能を有する都市の形成を図るとともに、府民一人ひとりが適切な住まいやサービスを選択できる環境を整備するなど、大阪に住まう人々が生き活きとくらすことができる住まいと都市を実現する。

- ③ 環境にやさしく快適にくらすことができる住まいと都市の実現

鉄道・バスなどの公共交通が充実し、住宅・建築物の省エネ化・長寿命化が図られるとともに、再生可能エネルギーの活用や都市緑化等が進んだ、環境にやさしく、快適にくらすことができる住まいと都市を実現する。

- ④ 安全を支える住まいと都市の実現

住宅等の耐震化や耐火性などの向上や、大規模な地震や集中豪雨による浸水被害、

土砂災害などの災害が発生しても、被害が最小限に抑えられ、人命が守られるとともに、防犯面においても安全性が高い住まいと都市を実現する。

⑤ 安心してくらすことができる住まいと都市の実現

子どもから高齢者、障がい者、外国人をはじめ、誰もが住み慣れた地域で、ともに安心・快適にくらすことができる住まいと都市を実現し、全ての人々の人権が尊重される豊かな社会を実現する。

(2) 地域特性別方針

市街地の拡散を抑制するとともに、既成市街地の再整備や既存ストックの有効活用を図り、以下の地域特性に応じた方針に基づき進めていく。

- ① 都心地域その他既成市街地内においては、建替え等を推進するとともに、良質な住宅・宅地ストックの流通や空家の有効利用を促進し、地域内の低・未利用地については、有効・高度利用による住宅及び住宅地の供給を促進する。
- ② 既成市街地内の老朽公的賃貸住宅団地や密集市街地等においては、地域の特性に応じて基盤整備と一体となった住宅の供給等及び住宅地の供給を促進する。
- ③ 都市農地については、農業の安定的な継続を図ることや、機能の適切かつ十分な発揮を通じて良好な都市環境の形成に資することが重要であることから、適正な保全を図る。
- ④ 計画的住宅市街地（ニュータウン）においては、住民等の意向にも配慮しながら策定されたまちづくり指針等に基づき、豊かな居住環境の保全に配慮しつつ良質な住宅市街地のストックを有効に活用し、優良な市街地の形成を図る。

3. 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第4条第1項第2号の規定に基づく、一体的かつ総合的に良好な住宅市街地を整備し、又は開発すべき市街化区域及び市街化区域の市街化の状況等を勘案し、良好な住宅市街地として計画的に開発することが適当と認められる都市計画法第7条第1項の規定による市街化調整区域における相当規模の地区（重点地区）並びに当該地区の整備又は開発の計画の概要

「別表のとおり」

別表

一体的かつ総合的に良好な住宅市街地を整備し、又は開発すべき市街化区域及び市街化区域の市街化の状況等を勘案し、良好な住宅市街地として計画的に開発することが適当と認められる都市計画法第7条第1項の規定による市街化調整区域における相当規模の地区(重点地区)

番号	地区名	地区面積	市町村名	整備又は開発の目標	土地利用計画の概要	都市施設及び地区施設の整備方針	整備又は開発の推進のための措置	概ね5年以内に実施予定の主要な面的整備事業又は住宅建設事業の計画概要	概ね5年以内に決定(変更)予定の主要な都市計画に関する事項	その他特記すべき事項
220-1	水と緑の健康都市地区	約314ha	箕面市	箕面市北部の丘陵地に位置する本地区において、周辺の豊かな自然環境を活かし、あらゆる世代が生涯を通じて、ゆとりとうるおいを持って暮らせるまちの建設を進め、また周辺地域の利便性や住環境の改善を図る。	土地区画整理事業により生活に身近な商業業務施設・サービス施設の集積地や緑豊かで福祉に配慮した魅力的な住宅地等の基盤整備を進め、さらには地区計画・景観地区等により計画的な市街地の形成を誘導する。	幹線・補助幹線道路を中心として、区画道路を適正に配置するとともに、街区公園、近隣公園、緑地を適正に配置する。	計画的に都市機能の立地、誘導を図るとともに、多様で良質な住宅建設を促進し、良好な住宅地形成を図る。	土地区画整理事業(事業中)	高度地区、街区公園、地区計画、景観地区	
203-1	庄内地区	約430ha	豊中市	豊中市南部に位置する本地区において、老朽化した木造賃貸住宅等が密集した地域の住環境整備を図るため、道路公園等の地区施設の整備と木造賃貸住宅等の建替え等を進め、良質な住宅を供給する。	地区施設の整備を行い、現行の土地利用に応じた土地の有効利用を図る。	都市計画道路等の地区幹線道路の整備を行うとともに、生活道路、緑道整備を図る。併せて、公園広場等の整備を図る。	住宅市街地総合整備事業により住環境の整備を図る。	住宅市街地総合整備事業(事業中)	市街地再開発事業(庄内駅周辺地区)	
203-2	豊南町地区	約80ha	豊中市	豊中市南部に位置する本地区において、老朽化した木造賃貸住宅等が密集した地域の住環境整備を図るため、道路公園等の地区施設の整備と木造賃貸住宅等の建替え等を進め、良質な住宅を供給する。	地区施設の整備を行い、現行の土地利用に応じた土地の有効利用を図る。	都市計画道路等の地区幹線道路の整備を行うとともに、生活道路、緑道整備を図る。併せて、公園広場等の整備を図る。	住宅市街地総合整備事業により住環境の整備を図る。	住宅市街地総合整備事業(事業中)		
205-1	千里山地区	約10ha	吹田市	吹田市中央部に位置する本地区において、老朽化した都市再生機構住宅の建替えにより、土地の有効活用、居住水準の向上及び住環境の改善を図り、良好な市街地を計画的に誘導する。	住宅市街地総合整備事業により、老朽化した都市再生機構住宅を良質な都市型住宅に建替える。	都市再生機構住宅の建替えとあわせ、道路等公共施設を配置する。	住宅市街地総合整備事業により住環境の整備を行う。	住宅市街地総合整備事業(事業中)		
205-2	千里NT地区	約1104ha	吹豊田中市	吹田市北部から豊中市北部にかけて位置する本地区において、老朽化した公営・公的住宅等の建替え等により、豊かな居住環境の保全に配慮しつつ良質な住宅の供給を図る。	老朽化した公営・公的住宅等の建替え等により、良質な住宅を供給するとともに、地区計画等の活用により豊かな居住環境の保全に配慮した土地利用の誘導を図る。	計画的住宅市街地として開発され、基盤整備された地区であり、幹線街路、公園等適正に配置されているが、公営・公的住宅等の建替えに合わせて、地区の特性に応じた地区施設を配置する。	高齢者等にも配慮した公営・公的住宅の建替え等により、居住水準の向上と良質な住宅の供給を図る。	公営住宅建替事業(事業中) 都市再生機構住宅建替事業 新千里東町近隣センター地区第一種市街地再開発事業	地区計画	
211-1	国際文化公園都市地区	約312ha	茨箕木面市	茨木市北部から箕面市東部にかけての丘陵地に位置する本地区において、自然と都市が調和した、国際交流、学術文化、研究開発という未来機能を組み込んだ複合機能都市をめざすもので、良好な住宅市街地等を計画的に誘導する。	土地区画整理事業により、各機能が調和した複合の開発を進め、良好な市街地の形成を図るものであり、住宅地区においては、周辺の自然環境と調和した良好な住環境を整備する。	土地区画整理事業により、幹線街路、区画道路、地区公園、近隣公園、街区公園、緑地等を適正に配置する。	計画的に多様な都市機能の立地、誘導を図るとともに、多様な住宅需要に対応した良質な住宅建設を促進し、良好な住宅地形成を図る。	土地区画整理事業		平成26年8月19日換地処分(西部地区) 茨木市域 148.9ha 箕面市域 163.5ha

別表

一体的かつ総合的に良好な住宅市街地を整備し、又は開発すべき市街化区域及び市街化区域の市街化の状況等を勘案し、良好な住宅市街地として計画的に開発することが適当と認められる都市計画法第7条第1項の規定による市街化調整区域における相当規模の地区(重点地区)

番号	地区名	地区面積	市町村名	整備又は開発の目標	土地利用計画の概要	都市施設及び地区施設の整備方針	整備又は開発の推進のための措置	概ね5年以内に実施予定の主要な面的整備事業又は住宅建設事業の計画概要	概ね5年以内に決定(変更)予定の主要な都市計画に関する事項	その他特記すべき事項
211-2	安威川地区	約21ha	茨木市	茨木市北部の住宅地(茨木サニータウン)に隣接する緑豊かな丘陵部に位置する本地区において、土地区画整理事業による基盤整備と地区計画による適正な建築物の誘導により、良好な住宅市街地の形成を図る。	土地区画整理事業により、道路、公園等の基盤整備を行い、地区計画により良好な住環境を有する住宅市街地の形成を誘導する。	土地区画整理事業により、計画的に道路、公園、緑地等の整備を行う。		土地区画整理事業		
211-3	太田東芝町地区	約18ha	茨木市	茨木市東部に位置する本地区において、大規模工場跡地の土地利用転換を契機に、住居、商業施設、医療施設等の都市機能を適切に配置し、電気・熱・情報等、様々なインフラの最適化を図るスマートコミュニティの考え方に基づいた都市づくりを促進する。	地区全体を東地区及び西地区に区分し、地区毎に特色のある計画的な都市機能の立地と良好な環境の形成を図る。	地区内道路及び歩行者専用道路、公園、緑地等を適切に配置する。		民間開発(開発許可)		
211-4	庄一丁目地区	約3.4ha	茨木市	茨木市東部に位置する本地区において、大規模工場跡地の土地利用転換を契機に、隣接するJR東海道本線において新駅の整備を進め、東部地域の新たな交通結節点となる周辺地区としてふさわしい土地利用を促進し、活力のある魅力的なまちづくりを図るとともに、周辺の住宅地等にも配慮した良好な環境形成を図る。	駅前の立地を活かした商業・業務施設と居住施設等の誘導により、活力のある市街地環境の形成を推進するとともに、周辺環境にも配慮した潤いのある環境づくりのため、敷地内の緑化に努め、緑豊かで良好な市街地環境を誘導する。	交通結節機能の強化を図り、駅へのアクセス機能を向上させるため、地区内に道路及び交通広場を配置する。		民間開発(開発許可)	地区計画	

理 由

大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第4条第1項の規定に基づく「住宅市街地の開発整備の方針」について、良好な住宅市街地の開発整備を図るため、住宅市街地の開発整備の目標等を変更する。また、開発整備の進捗等にあわせて、「一体的かつ総合的に良好な住宅市街地を整備し、又は開発すべき市街化区域及び市街化区域の市街化の状況等を勘案し、良好な住宅市街地として計画的に開発することが適当と認められる都市計画法第7条第1項の規定による市街化調整区域における相当規模の地区」及び当該地区の計画の概要を変更する。

議 第 4 2 9 号
計 推 第 1 7 2 9 号
平成 30 年 1 月 26 日

大阪府都市計画審議会会長 様

大 阪 府 知 事

東部大阪都市計画住宅市街地の開発整備の方針の変更
について(付議)

標記について、都市計画法第 21 条第 2 項の規定において準用
する同法第 18 条第 1 項の規定により、次のように審議会に付議
します。

東部大阪都市計画住宅市街地の開発整備の方針の変更（大阪府決定）

東部大阪都市計画住宅市街地の開発整備の方針を次のように変更する。

1. 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第4条第1項第1号の規定に基づく、住宅市街地の開発整備の目標

住宅・まちづくりの推進においては、大阪ならではの魅力を存分に活かし、「住まうなら大阪」と思える、多様な人々が住まい、訪れる居住魅力あふれる都市を創造することとし、安全・安心の確保とあわせて、環境に配慮された住まいと都市の実現、多様な人を惹きつけ生き活きとくらすことができる住まいと都市の実現をめざす。

2. 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第4条第1項第1号の規定に基づく、良好な住宅市街地の整備又は開発の方針

住宅市街地の開発整備の目標を達成し、府民の住生活の安定の確保及び向上の促進を図るため、良好な住宅市街地の整備又は開発を、以下のテーマ別、地域特性別の方針に基づき進める。

なお、住宅市街地の整備又は開発に際しては、必要となる関連公共公益施設の整備を総合的、計画的に進めるとともに、地区計画制度等の活用を図る。

(1) テーマ別方針

- ① 国内外から多様な人々を惹きつける住まいと都市の実現

関西、日本の成長をけん引する大都市として、大阪ならではの魅力を存分に活かし、国内外の人々にとって多様かつ魅力的で、住みたい、住み続けたい、訪れたいと思える住まいと都市を実現し、大阪への新しい人の流れを生み出す。

- ② 生き活きとくらすことができる住まいと都市の実現

働き・学び・遊び・住まうための多彩な機能を有する都市の形成を図るとともに、府民一人ひとりが適切な住まいやサービスを選択できる環境を整備するなど、大阪に住まう人々が生き活きとくらすことができる住まいと都市を実現する。

- ③ 環境にやさしく快適にくらすことができる住まいと都市の実現

鉄道・バスなどの公共交通が充実し、住宅・建築物の省エネ化・長寿命化が図られるとともに、再生可能エネルギーの活用や都市緑化等が進んだ、環境にやさしく、快適にくらすことができる住まいと都市を実現する。

- ④ 安全を支える住まいと都市の実現

住宅等の耐震化や耐火性などの向上や、大規模な地震や集中豪雨による浸水被害、

土砂災害などの災害が発生しても、被害が最小限に抑えられ、人命が守られるとともに、防犯面においても安全性が高い住まいと都市を実現する。

⑤ 安心してくらすことができる住まいと都市の実現

子どもから高齢者、障がい者、外国人をはじめ、誰もが住み慣れた地域で、ともに安心・快適にくらすことができる住まいと都市を実現し、全ての人々の人権が尊重される豊かな社会を実現する。

(2) 地域特性格別方針

市街地の拡散を抑制するとともに、既成市街地の再整備や既存ストックの有効活用を図り、以下の地域特性に応じた方針に基づき進めていく。

- ① 都心地域その他既成市街地内においては、建替え等を推進するとともに、良質な住宅・宅地ストックの流通や空家の有効利用を促進し、地域内の低・未利用地については、有効・高度利用による住宅及び住宅地の供給を促進する。
- ② 既成市街地内の老朽公的賃貸住宅団地や密集市街地等においては、地域の特性に応じて基盤整備と一体となった住宅の供給等及び住宅地の供給を促進する。
- ③ 都市農地については、農業の安定的な継続を図ることや、機能の適切かつ十分な発揮を通じて良好な都市環境の形成に資することが重要であることから、適正な保全を図る。
- ④ 計画的住宅市街地（ニュータウン）においては、住民等の意向にも配慮しながら策定されたまちづくり指針等に基づき、豊かな居住環境の保全に配慮しつつ良質な住宅市街地のストックを有効に活用し、優良な市街地の形成を図る。

3. 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第4条第1項第2号の規定に基づく、一体的かつ総合的に良好な住宅市街地を整備し、又は開発すべき市街化区域及び市街化区域の市街化の状況等を勘案し、良好な住宅市街地として計画的に開発することが適当と認められる都市計画法第7条第1項の規定による市街化調整区域における相当規模の地区（重点地区）並びに当該地区の整備又は開発の計画の概要

「別表のとおり」

別表

一体的かつ総合的に良好な住宅市街地を整備し、又は開発すべき市街化区域及び市街化区域の市街化の状況等を勘案し、良好な住宅市街地として計画的に開発することが適当と認められる都市計画法第7条第1項の規定による市街化調整区域における相当規模の地区(重点地区)

番号	地区名	地区面積	市町村名	整備又は開発の目標	土地利用計画の概要	都市施設及び地区施設の整備方針	整備又は開発の推進のための措置	概ね5年以内に実施予定の主要な面的整備事業又は住宅建設事業の計画概要	概ね5年以内に決定(変更)予定の主要な都市計画に関する事項	その他特記すべき事項
210-1	中宮第1地区	約4ha	枚方市	本地区は老朽化した都市再生機構住宅を建替え、土地の有効利用、居住水準の向上及び住環境の改善を図る。	都市再生機構住宅建替事業により有効な土地利用を図り、良好な住宅地の形成を図る。	都市再生機構住宅建替事業により幹線道路、区画道路、街区公園等を適正に配置する。		都市再生機構住宅建替事業(事業中)		
210-2	枚方香里地区	約49ha	枚方市	本地区は老朽化した都市再生機構住宅を建替え、土地の有効利用、居住水準の向上及び住環境の改善を図る。	都市再生機構住宅建替事業により有効な土地利用を図り、良好な住宅地の形成を図る。	都市再生機構住宅建替事業により幹線道路、区画道路、街区公園等を適正に配置する。		都市再生機構住宅建替事業(事業中)		
215-1	萱島地区	約49ha	寝屋川市	整備計画や行政指導により、老朽建築物の更新を行い良好な居住環境への転換を促進する。	本地区は、老朽した木造賃貸住宅が密集した地区である。当地区において、住宅市街地総合整備事業等により、木造住宅の建替えの促進及び地区施設の整備を行い、良好な住宅の供給と良好な住環境の改善を図る。	防災や生活の利便性を高めるため、都市計画道路の整備を促進し、併せて主要生活道路のネットワークづくりを図る。また、住宅の共同建替等に併せて公園、広場等オープンスペースの確保に努める。		住宅市街地総合整備事業	防災再開発促進地区 防災街区整備地区計画	
215-2	池田地区	約66ha	寝屋川市	整備計画や行政指導により、老朽建築物の更新を行い良好な居住環境への転換を促進する。	本地区は、老朽した木造賃貸住宅が密集した地区である。当地区において、住宅市街地総合整備事業等により、木造住宅の建替えの促進及び地区施設の整備を行い、良好な住宅の供給と良好な住環境の改善を図る。	防災や生活の利便性を高めるため、都市計画道路の整備を促進し、併せて主要生活道路のネットワークづくりを図る。また、住宅の共同建替等に併せて公園、広場等オープンスペースの確保に努める。		住宅市街地総合整備事業	防災再開発促進地区 防災街区整備地区計画	
215-3	寝屋川香里地区	約133ha	寝屋川市	整備計画や行政指導により、老朽建築物の更新を行い良好な居住環境への転換を促進する。	本地区は、老朽した木造賃貸住宅が密集した地区である。当地区において、住宅市街地総合整備事業等により、木造住宅の建替えの促進及び地区施設の整備を行い、良好な住宅の供給と良好な住環境の改善を図る。	防災や生活の利便性を高めるため、都市計画道路の整備を促進し、併せて主要生活道路のネットワークづくりを図る。また、住宅の共同建替等に併せて公園、広場等オープンスペースの確保に努める。		住宅市街地総合整備事業	防災再開発促進地区 防災街区整備地区計画	
223-1	門真市北部地区	約461ha	門真市	本市北部に位置する密集した市街地を道路等の公共施設整備により良好な住環境を確保するとともに、良好な市街地を計画的に誘導する。	住宅市街地総合整備事業による建替え(共同住宅等)促進を主体として住宅の供給を図り、基盤整備とあわせ良好な住宅群の形成を図る。	幹線道路、区域内道路、公園等を配置する。		住宅市街地総合整備事業(事業中)	防災再開発促進地区	
223-2	門真千石西町地区	約14ha	門真市	府営住宅建替事業等により、土地の有効利用、居住水準の向上及び住環境の改善等を図る。	府営住宅の建替えにより、土地の有効利用を図るとともに、良好な住宅地の形成を図る。	府営住宅の建替え等により、活用用地を創出し、公共施設の整備や周辺地区と一体となった土地利用の推進(公園の整備等)を図る。		府営住宅建替事業(事業中)		
209-1	大日・八雲東町地区	約63ha	守口市	老朽した木造賃貸住宅が密集した地域の住環境の整備を図るため、道路、公園等の地区施設の整備と木造賃貸住宅の建替え等を促進し、良質な住宅の供給を行う。	老朽した木造賃貸住宅の建替えにより、良質な住宅の供給を行い、住居系の土地利用を図る。	地区内道路を整備するとともに、小公園を適正に配置する。	住宅市街地総合整備事業により、住環境の整備に努める。	住宅市街地総合整備事業		

別表

一体的かつ総合的に良好な住宅市街地を整備し、又は開発すべき市街化区域及び市街化区域の市街化の状況等を勘案し、良好な住宅市街地として計画的に開発することが適当と認められる都市計画法第7条第1項の規定による市街化調整区域における相当規模の地区(重点地区)

番号	地区名	地区面積	市町村名	整備又は開発の目標	土地利用計画の概要	都市施設及び地区施設の整備方針	整備又は開発の推進のための措置	概ね5年以内に実施予定の主要な面的整備事業又は住宅建設事業の計画概要	概ね5年以内に決定(変更)予定の主要な都市計画に関する事項	その他特記すべき事項
209-2	東部地区	約150ha	守口市	老朽した木造賃貸住宅が密集した地域の住環境の整備を図るため、道路、公園等の地区施設の整備と木造賃貸住宅の建替え等を促進し、良質な住宅の供給を行う。	老朽した木造賃貸住宅の建替えにより、良質な住宅の供給を行い、住居系の土地利用を図る。	地区内道路を整備するとともに、小公園を適正に配置する。	住宅市街地総合整備事業により、住環境の整備に努める。	住宅市街地総合整備事業		
218-1	北条地区	約17ha	大東市	市営住宅の建替え、土地の有効利用等により、良好な住宅市街地の形成を図る。	老朽化している市営住宅の建替えを行うとともに、地区内に点在する市有地等の有効利用を図ることで良好な住宅市街地の形成を図る。	市営住宅の建替え、市有地等の有効利用にあわせて、地区内道路等の施設整備を図る。				

理 由

大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第4条第1項の規定に基づく「住宅市街地の開発整備の方針」について、良好な住宅市街地の開発整備を図るため、住宅市街地の開発整備の目標等を変更する。また、開発整備の進捗等にあわせて、「一体的かつ総合的に良好な住宅市街地を整備し、又は開発すべき市街化区域及び市街化区域の市街化の状況等を勘案し、良好な住宅市街地として計画的に開発することが適当と認められる都市計画法第7条第1項の規定による市街化調整区域における相当規模の地区」及び当該地区の計画の概要を変更する。

議 第 4 3 0 号
計 推 第 1 7 3 0 号
平成 30 年 1 月 26 日

大阪府都市計画審議会会長 様

大 阪 府 知 事

南部大阪都市計画住宅市街地の開発整備の方針の変更
について(付議)

標記について、都市計画法第 21 条第 2 項の規定において準用
する同法第 18 条第 1 項の規定により、次のように審議会に付議
します。

南部大阪都市計画住宅市街地の開発整備の方針の変更（大阪府決定）

南部大阪都市計画住宅市街地の開発整備の方針を次のように変更する。

1. 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第4条第1項第1号の規定に基づく、住宅市街地の開発整備の目標

住宅・まちづくりの推進においては、大阪ならではの魅力を存分に活かし、「住まうなら大阪」と思える、多様な人々が住まい、訪れる居住魅力あふれる都市を創造することとし、安全・安心の確保とあわせて、環境に配慮された住まいと都市の実現、多様な人を惹きつけ生き活きとくらすことができる住まいと都市の実現をめざす。

2. 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第4条第1項第1号の規定に基づく、良好な住宅市街地の整備又は開発の方針

住宅市街地の開発整備の目標を達成し、府民の住生活の安定の確保及び向上の促進を図るため、良好な住宅市街地の整備又は開発を、以下のテーマ別、地域特性別の方針に基づき進める。

なお、住宅市街地の整備又は開発に際しては、必要となる関連公共公益施設の整備を総合的、計画的に進めるとともに、地区計画制度等の活用を図る。

(1) テーマ別方針

- ① 国内外から多様な人々を惹きつける住まいと都市の実現

関西、日本の成長をけん引する大都市として、大阪ならではの魅力を存分に活かし、国内外の人々にとって多様かつ魅力的で、住みたい、住み続けたい、訪れたいと思える住まいと都市を実現し、大阪への新しい人の流れを生み出す。

- ② 生き活きとくらすことができる住まいと都市の実現

働き・学び・遊び・住まうための多彩な機能を有する都市の形成を図るとともに、府民一人ひとりが適切な住まいやサービスを選択できる環境を整備するなど、大阪に住まう人々が生き活きとくらすことができる住まいと都市を実現する。

- ③ 環境にやさしく快適にくらすことができる住まいと都市の実現

鉄道・バスなどの公共交通が充実し、住宅・建築物の省エネ化・長寿命化が図られるとともに、再生可能エネルギーの活用や都市緑化等が進んだ、環境にやさしく、快適にくらすことができる住まいと都市を実現する。

- ④ 安全を支える住まいと都市の実現

住宅等の耐震化や耐火性などの向上や、大規模な地震や集中豪雨による浸水被害、

土砂災害などの災害が発生しても、被害が最小限に抑えられ、人命が守られるとともに、防犯面においても安全性が高い住まいと都市を実現する。

⑤ 安心してくらすことができる住まいと都市の実現

子どもから高齢者、障がい者、外国人をはじめ、誰もが住み慣れた地域で、ともに安心・快適にくらすことができる住まいと都市を実現し、全ての人々の人権が尊重される豊かな社会を実現する。

(2) 地域特性別方針

市街地の拡散を抑制するとともに、既成市街地の再整備や既存ストックの有効活用を図り、以下の地域特性に応じた方針に基づき進めていく。

- ① 都心地域その他既成市街地内においては、建替え等を推進するとともに、良質な住宅・宅地ストックの流通や空家の有効利用を促進し、地域内の低・未利用地については、有効・高度利用による住宅及び住宅地の供給を促進する。
- ② 既成市街地内の老朽公的賃貸住宅団地や密集市街地等においては、地域の特性に応じて基盤整備と一体となった住宅の供給等及び住宅地の供給を促進する。
- ③ 都市農地については、農業の安定的な継続を図ることや、機能の適切かつ十分な発揮を通じて良好な都市環境の形成に資することが重要であることから、適正な保全を図る。
- ④ 計画的住宅市街地（ニュータウン）においては、住民等の意向にも配慮しながら策定されたまちづくり指針等に基づき、豊かな居住環境の保全に配慮しつつ良質な住宅市街地のストックを有効に活用し、優良な市街地の形成を図る。

3. 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第4条第1項第2号の規定に基づく、一体的かつ総合的に良好な住宅市街地を整備し、又は開発すべき市街化区域及び市街化区域の市街化の状況等を勘案し、良好な住宅市街地として計画的に開発することが適当と認められる都市計画法第7条第1項の規定による市街化調整区域における相当規模の地区（重点地区）並びに当該地区の整備又は開発の計画の概要

「別表のとおり」

別表

一体的かつ総合的に良好な住宅市街地を整備し、又は開発すべき市街化区域及び市街化区域の市街化の状況等を勘案し、良好な住宅市街地として計画的に開発することが適当と認められる都市計画法第7条第1項の規定による市街化調整区域における相当規模の地区(重点地区)

番号	地区名	地区面積	市町村名	整備又は開発の目標	土地利用計画の概要	都市施設及び地区施設の整備方針	整備又は開発の推進のための措置	概ね5年以内に実施予定の主要な面的整備事業又は住宅建設事業の計画概要	概ね5年以内に決定(変更)予定の主要な都市計画に関する事項	その他特記すべき事項
222-1	古市地区	約7ha	羽曳野市	羽曳野市中央部に位置し、住宅建替事業による公共施設整備の整備により、良好な住環境を確保する。	府営住宅建替事業により、老朽化した住宅を良好な共同住宅に建替え、土地の有効利用、居住水準の向上及び住環境の改善を図るとともに、公共施設整備を図る。	府営住宅建替事業により、地区周辺のまちづくりと連携しつつ、敷地の適正利用を図るための公共施設を整備する。		公営住宅建替事業		
202-1	岸和田丘陵地区	約22ha	岸和田市	本地区では、丘陵部の自然環境と調和した郊外型住宅地の形成を図る。	地区内外の優れた自然環境と調和のとれた閑静で落ち着いた郊外住宅地の形成を図る。	整備の推進に併せて、公園等を適切に配置し、良好な住環境の創出と周辺環境の調和を図る。	土地区画整理事業の推進	土地区画整理事業(事業中)		
213-1	泉佐野野台地区	約10ha	泉佐野市	本地区では、府営住宅建替事業により、老朽化した住宅を良質な共同住宅に建替え、土地の有効利用、居住水準の向上及び住環境の改善を図る。	多様な住宅ニーズに対応した公営住宅の整備を図る。	公営住宅建替事業の推進に併せて、道路、公園等を適正に配置する。		公営住宅建替事業(事業中)		
228-1	泉南市新家駅南地区	約14ha	泉南市	必要な地区施設の整備を行うとともに、駅前にはふさわしい商業環境の形成や駅周辺地区にふさわしい良好な住環境の形成を図る。	駅前においては、主として商業・業務施設の集積を図る。また、駅周辺地区においては、一定規模以上の店舗等の立地を制限し、良好な環境を有する住宅地の形成を図る。	区画街路を適正に配置するとともに、河川敷を活用し緑道を適正に配置する。また駅への連絡道路を適正に配置する。	地区計画制度により、開発事業を適切に誘導し、地区施設の実現と良好な住宅地の形成を促進する。			
232-1	阪南丘陵地区	約170ha	阪南市	阪南市の西部丘陵地に位置し、隣接する既成市街地と関連した道路等の公共施設整備を行うとともに、居住、産業、レクリエーションの各機能が調和した複合的開発を進め、良好な市街地を計画的に誘導する。	「住み」「働き」「憩う」を基本目標に、これらの各機能が調和した複合的開発を進め良好な市街地の形成を図る。	幹線道路を中心として、区画道路を適正に配置するとともに、街区公園を適正に配置する。	近接する幹線道路へのアクセス道路等関連公共施設の整備を行うとともに、良好な住宅建設を誘導する。			

理 由

大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第4条第1項の規定に基づく「住宅市街地の開発整備の方針」について、良好な住宅市街地の開発整備を図るため、住宅市街地の開発整備の目標等を変更する。また、開発整備の進捗等にあわせて、「一体的かつ総合的に良好な住宅市街地を整備し、又は開発すべき市街化区域及び市街化区域の市街化の状況等を勘案し、良好な住宅市街地として計画的に開発することが適当と認められる都市計画法第7条第1項の規定による市街化調整区域における相当規模の地区」及び当該地区の計画の概要を変更する。

議 第 4 3 1 号
計 推 第 1 7 3 1 号
平成 30 年 1 月 26 日

大阪府都市計画審議会会長 様

大 阪 府 知 事

東部大阪都市計画防災街区の整備の方針の変更について(付議)

標記について、都市計画法第 2 1 条第 2 項の規定において準用する同法第 1 8 条第 1 項の規定により、次のように審議会に付議します。

東部大阪都市計画防災街区の整備の方針の変更（大阪府決定）

「東部大阪都市計画防災街区の整備の方針」を次のとおり変更する。

本方針は、都市計画法第 7 条の 2 第 1 項及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第 3 条第 1 項の規定に基づき、東部大阪都市計画区域内の市街化区域において、密集市街地の防災に関する機能の確保と土地の合理的かつ健全な利用を図るため、防災街区の整備に係る方針等を示す。

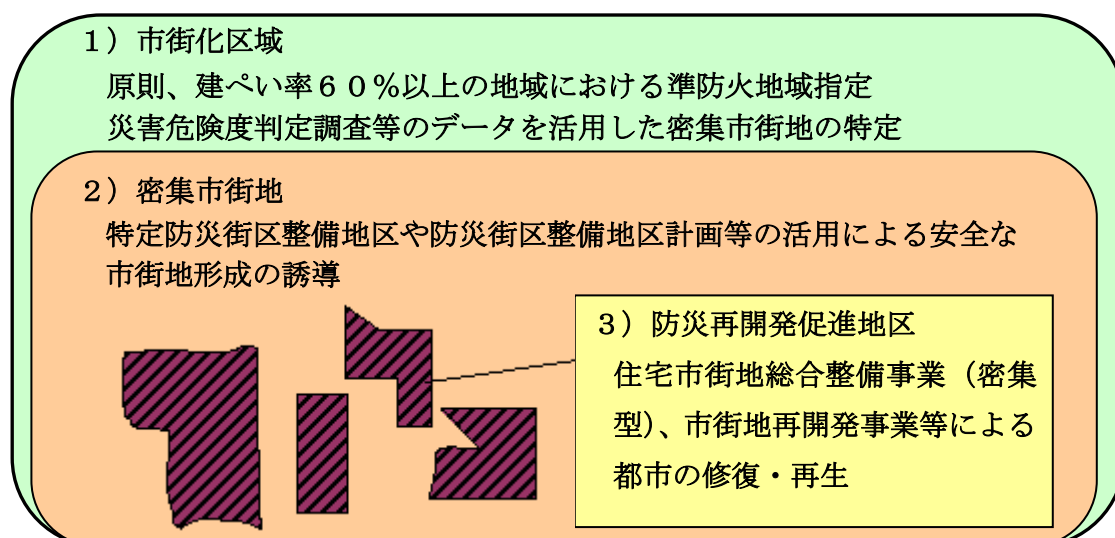
1. 市街地の整備の方針

1) 市街化区域においては、原則、都市計画で建ぺい率 60%以上を指定している地域について準防火地域を指定することにより、耐火建築物・準耐火建築物への建替えを誘導し、市街地の火災の延焼防止、遅延を図る。

2) 市街化区域においては、災害危険度判定調査等を活用することにより、災害に対して危険な市街地（以下「密集市街地」という。）を特定し、地域の実情に応じて特定防災街区整備地区や防災街区整備地区計画等の活用により、耐火建築物・準耐火建築物への建替えを適切に誘導すると共に避難地・避難路等の地区防災施設の整備を促進し、安全な市街地の形成を誘導する。

また、耐火建築物・準耐火建築物への建替え誘導にあたっては、その促進を図るため、良好な住環境の形成の観点も踏まえながら、建ぺい率、容積率や斜線制限の緩和等、民間の建築活動を促す施策の検討にも努めるものとする。

3) 特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき地区にあつては、防災再開発促進地区を指定し、住宅市街地総合整備事業（密集型）、市街地再開発事業等、防災街区の整備に資する事業の導入を図り、都市の修復・再生に努めるものとする。



2. 防災再開発促進地区

- 特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区（防災再開発促進地区）及び当該地区の整備又は開発に関する計画の概要を別表に示す。

別表

特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区(防災再開発促進地区)

番号	地区名	地区面積	市町村名	地区の再開発、整備等の主たる目標	防災街区に関する基本的方針その他の土地利用計画の概要	建築物更新の方針	都市施設、地区防災施設及び地区施設の整備の方針	再開発の推進のために必要な公共及び民間の役割、再開発の促進のための条件整備等の措置	概ね5年以内に実施予定の主要な面的整備事業又は住宅建設事業の計画概要	概ね5年以内に決定(変更)予定の主要な都市計画に関する事項	その他必要に応じて定める事項
215-1	萱島東地区	約49ha	寝屋川市	防災上課題のある老朽木造建築物等の建替えの促進及び公共施設を整備することにより、住環境を向上させ防災街区としての整備を図る。	老朽木造建築物等の建替えの促進及び主要生活道路等の整備を行い、良質な住宅の供給と良好な住環境の形成を図る。	老朽木造建築物の建替えを促進し、土地の合理的な利用を図る。	都市計画道路萱島讃良線及び都市計画公園萱島東公園を防災上の重要な道路及び公園として整備に努めるとともに、主要生活道路及び公園等の整備に努め、地区の防災性の向上を図る。		住宅市街地総合整備事業		
215-2	池田・大利地区	約66ha	寝屋川市	防災上課題のある老朽木造建築物等の建替えの促進及び公共施設を整備することにより、住環境を向上させ防災街区としての整備を図る。	老朽木造建築物等の建替えの促進及び主要生活道路等の整備を行い、良質な住宅の供給と良好な住環境の形成を図る。	老朽木造建築物の建替えを促進し、土地の合理的な利用を図る。	都市計画道路対馬江大利線を防災上の重要な路線として活用するとともに、主要生活道路及び公園等の整備に努め、地区の防災性の向上を図る。		住宅市街地総合整備事業		
215-3	寝屋川香里地区	約133ha	寝屋川市	防災上課題のある老朽木造建築物等の建替えの促進及び公共施設を整備することにより、住環境を向上させ防災街区としての整備を図る。	老朽木造建築物等の建替えの促進及び主要生活道路等の整備を行い、良質な住宅の供給と良好な住環境の形成を図る。	老朽木造建築物の建替えを促進し、土地の合理的な利用を図る。	国道170号、府道京都守口線及び都市計画公園田井西公園を防災上重要な道路及び公園として活用するとともに、主要生活道路及び公園等の整備に努め、地区の防災性の向上を図る。		住宅市街地総合整備事業		
223-1	門真市北部地区	約461ha	門真市	防災上課題のある老朽木造建築物等の建替えを促進するとともに、公共施設を整備することにより、住環境を向上させ防災街区としての整備を図る。	面整備事業、建替誘導、主要生活道路及び都市計画道路等の整備により、防災街区の整備、住環境の整備、良質な住宅の供給を図る。	木造賃貸住宅等の建替えによる建築物の不燃化、耐震化を促進する。	国道163号、大阪中央環状線、第二京阪道路を防災上重要な道路として活用し、基本安全軸として都市計画道路寝屋川大東線の整備を進めると共に防災性向上を図るためにも主要生活道路及び公園等の整備を図る。	防災性の高い市街地を形成するため、各種施策の強化を図るとともに、住宅市街地総合整備事業等の実施や木造賃貸住宅等の建替えによる建築物の不燃化・耐震化を誘導し、官民の連携を図りながら効果的な再開発を促進する。	住宅市街地総合整備事業		

別表

特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区(防災再開発促進地区)

番号	地区名	地区面積	市町村名	地区の再開発、整備等の主たる目標	防災街区に関する基本的方針その他の土地利用計画の概要	建築物更新の方針	都市施設、地区防災施設及び地区施設の整備の方針	再開発の推進のために必要な公共及び民間の役割、再開発の促進のための条件整備等の措置	概ね5年以内に実施予定の主要な面的整備事業又は住宅建設事業の計画概要	概ね5年以内に決定(変更)予定の主要な都市計画に関する事項	その他必要に応じて定める事項
209-1	大日・八雲東町地区	約70ha	守口市	防災上課題のある老朽木造建築物等の建替えを促進するとともに、公共施設を整備することにより、住環境を向上させ防災街区としての整備を図る。	老朽木造建築物等の建替えを促進し、併せて主要生活道路等の整備を行い、良質な住宅の供給と良好な住環境の形成を図る。	木造賃貸住宅等の建替えによる建築物の不燃化、耐震化及び共同化・協調化を促進する。	防災性の向上や生活の利便性を高めるため、主要生活道路や小公園の整備を推進する。		住宅市街地総合整備事業		
209-2	東部地区	約150ha	守口市	防災上課題のある老朽木造建築物等の建替えを促進するとともに、公共施設を整備することにより、住環境を向上させ防災街区としての整備を図る。	老朽木造建築物等の建替えを促進し、併せて主要生活道路等の整備を行い、良質な住宅の供給と良好な住環境の形成を図る。	木造賃貸住宅等の建替えによる建築物の不燃化、耐震化及び共同化・協調化を促進する。	防災性の向上や生活の利便性を高めるため、主要生活道路や小公園の整備を推進する。		住宅市街地総合整備事業		
227-1	若江・岩田・瓜生堂地区	約49ha	東大阪市	防災上課題のある老朽木造建築物等の建替えを促進するとともに、公共施設等を整備することにより、住環境を向上させ防災街区としての整備を図る。	主要生活道路の整備及び面的整備事業、建替誘導により、防災街区の整備、住環境の改善及び都市型住宅の供給を図る。	老朽化した木造賃貸住宅等の個別建替・共同・協調建替等の誘導や規制誘導等により建物の不燃化を図る。	主要生活道路や公園等の整備を図る。	住宅市街地総合整備事業により、住環境の改善を図る。	住宅市街地総合整備事業		

理 由

密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第3条第1項の規定に基づく「防災街区の整備の方針」について、密集市街地の防災に関する機能の確保と土地の合理的かつ健全な利用を図るため、「特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区」に係る計画の概要を変更する。

議 第 4 3 2 号

計 推 第 1 7 4 5 号

平成 30 年 1 月 26 日

大阪府都市計画審議会会長 様

大 阪 府 知 事

南部大阪都市計画臨港地区の変更について(付議)

標記について、都市計画法第21条第2項の規定において準用する
同法第18条第1項の規定により、次のように審議会に付議します。

南部大阪都市計画〔泉大津市〕臨港地区の変更（大阪府決定）

都市計画臨港地区を次のように変更する。

名 称	面 積	備 考
堺泉北港臨港地区	約 1742ha	商港区 約 313ha 工業港区 約 1279ha 修景厚生港区 約 58ha 無分区 約 91ha 「大阪府臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例」 (平成 13 年 3 月 30 日大阪府条例第 10 号)

「位置及び区域は、計画図表示のとおり」

理 由

堺泉北港において港湾を管理運営するため、本案のとおり臨港地区を変更しようとするものである。

議 第 4 3 3 号

計 推 第 1 6 3 2 号

平成 30 年 1 月 26 日

大阪府都市計画審議会会長 様

大 阪 府 知 事

南部大阪都市計画道路の変更について（付議）

標記について、都市計画法第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 18 条第 1 項の規定により、次のように審議会に付議します。

南部大阪都市計画道路の変更（大阪府決定）

南部大阪都市計画道路中、3・1・202-1号泉州山手線を3・2・202-1号泉州山手線に名称を改め、
3・4・202-9号岸和田中央線を次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
幹線街路	3・2・202-1	泉州山手線	岸和田市三田町地内	岸和田市畑町地内	岸和田市尾生町地内	約 6,380m		4車線	31m		
	構造形式の内訳		岸和田市三田町地内	岸和田市三田町地内		約 540m	嵩上式		46~65m	幹線街路磯之上山直線と立体交差	
						約 5,840m	地表式		31m	幹線街路と平面交差5箇所	
3・4・202-9	岸和田中央線	岸和田市新港町地内	岸和田市包近町地内	岸和田市小松里町地内	約 6,570m	地表式	2車線	20m	南海本線と立体交差 JR 阪和線と立体交差 幹線街路国道 26 号線と立体交差 幹線街路と平面交差 7 箇所		

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理 由

3・1・202-1号泉州山手線は、和泉市域から泉佐野市域までを結ぶ、広域幹線道路の一部区間を構成する路線である。

本路線について、広域幹線道路として、計画内容を見直した結果、本案のとおり、車線数、幅員、構造形式及び交差構造等を変更し、名称を3・2・202-1号泉州山手線とするとともに、本路線と交差する3・4・202-9号岸和田中央線の構造の変更を行うものである。

議 第 4 3 4 号
計 推 第 1 6 3 2 号
平成 30 年 1 月 26 日

大阪府都市計画審議会会長 様

大 阪 府 知 事

南部大阪都市計画道路の変更について（付議）

標記について、都市計画法第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 18 条第 1 項の規定により、次のように審議会に付議します。

南部大阪都市計画道路の変更（大阪府決定）

1. 南部大阪都市計画道路中、3・1・208-1号泉州山手線を3・2・208-1号泉州山手線に名称を改め、3・3・208-4号貝塚中央線ほか1路線を次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考	
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造		
幹線街路	3・2・208-1	泉州山手線	貝塚市清見地内	貝塚市橋本地内	貝塚市名越地内	約 2,090m		4 車線	31m			
	構造形式の内訳		貝塚市名越地内	貝塚市名越地内		約 1,030m	嵩上式		42 ～ 54m	水間鉄道と立体交差 幹線街路貝塚中央線と立体交差		
						約 1,060m	地表式		31 ～ 46m	幹線街路と平面交差 1箇所		
	3・3・208-4	貝塚中央線	貝塚市脇浜地内	貝塚市木積地内	貝塚市石才地内	約 6,910m		4 車線	25m			
	車線の数の内訳		6 車線			約 1,440m						
			4 車線			約 4,470m						
			2 車線			約 1,000m						
	構造形式の内訳		貝塚市石才地内	貝塚市橋本地内		約 460m	嵩上式		36 ～ 49m			
						約 6,450m	地表式		16 ～ 49m	南海本線と立体交差 水間鉄道と立体交差 幹線街路泉州山手線と立体交差 幹線街路大阪外環状線と立体交差 幹線街路と平面交差 7箇所		
	3・4・208-19	和泉橋本駅東線	貝塚市堤地内	貝塚市橋本地内	貝塚市橋本地内	約 460m	地表式	2 車線	18m			
なお、貝塚市堤地内に JR 阪和線和泉橋本駅前交通広場（東）を設ける。									和泉橋本駅前交通広場（東） 面積約 2,000 m ²			

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

2. 南部大阪都市計画道路中、3・3・208-5号大阪岸和田南海線を廃止する。

理 由

3・1・208－1号泉州山手線は、和泉市域から泉佐野市域までを結ぶ、広域幹線道路の一部区間を構成する路線である。

本路線について、広域幹線道路として、計画内容を見直した結果、本案のとおり、延長、車線数、幅員及び構造形式等を変更し、名称を3・2・208－1号泉州山手線とするものである。

あわせて、南部大阪都市計画道路のうち、3・3・208－5号大阪岸和田南海線について「都市計画（道路）見直しの基本方針」（平成23年3月策定）に基づき、計画の必要性及び事業の実現性を評価した結果、本案のとおり廃止するとともに、本路線と交差する3・3・208－4号貝塚中央線及び3・4・208－19号和泉橋本駅東線の構造を変更するものである。

議 第 4 3 5 号
計 推 第 1 6 3 2 号
平成 30 年 1 月 26 日

大阪府都市計画審議会会長 様

大 阪 府 知 事

南部大阪都市計画道路の変更について（付議）

標記について、都市計画法第 21 条第 2 項の規定において準用
する同法第 18 条第 1 項の規定により、次のように審議会に付議
します。

南部大阪都市計画道路の変更（大阪府決定）

南部大阪都市計画道路中、3・3・213-6号大阪岸和田泉南線及び3・3・213-7号大阪岸和田泉南線を廃止する。

理 由

南部大阪都市計画道路のうち、3・3・213－6号大阪岸和田泉南線及び3・3・213－7号大阪岸和田泉南線について「都市計画（道路）見直しの基本方針」（平成23年3月策定）に基づき、計画の必要性及び事業の実現性を評価した結果、本案のとおり廃止するものである。

議 第 4 3 6 号
計 推 第 1 6 3 2 号
平成 30 年 1 月 26 日

大阪府都市計画審議会会長 様

大 阪 府 知 事

南部大阪都市計画道路の変更について（付議）

標記について、都市計画法第 21 条第 2 項の規定において準用
する同法第 18 条第 1 項の規定により、次のように審議会に付議
します。

南部大阪都市計画道路の変更（大阪府決定）

1. 南部大阪都市計画道路中、3・2・361-1号泉州山手線及び3・3・361-4号大阪岸和田南海線を次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
幹線街路	3・2・361-1	泉州山手線	泉南郡熊取町七山地内	泉南郡熊取町朝代西四丁目地内	泉南郡熊取町希望が丘三丁目、南山の手台地内	約 4,190m	地表式	4車線	31m	幹線街路大阪外環状線と立体交差	
	3・3・361-4	大阪岸和田南海線	泉南郡熊取町紺屋二丁目地内	泉南郡熊取町大久保南五丁目地内	泉南郡熊取町大久保東一丁目地内	約 1,500m	地表式	4車線	22m	幹線街路と平面交差2箇所	

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

2. 南部大阪都市計画道路中、3・3・361-3号大阪岸和田南海線を廃止する。

理 由

3・2・361－1号泉州山手線は、和泉市域から泉佐野市域までを結ぶ、広域幹線道路の一部区間を構成する路線である。

本路線について、広域幹線道路として、計画内容を見直した結果、本案のとおり、車線数及び幅員を変更する。

あわせて、南部大阪都市計画道路のうち、3・3・361－3号大阪岸和田南海線及び3・3・361－4号大阪岸和田南海線について「都市計画（道路）見直しの基本方針」（平成23年3月策定）に基づき、計画の必要性及び事業の実現性を評価した結果、3・3・361－3号大阪岸和田南海線を廃止するとともに、3・3・361－4号大阪岸和田南海線の一部区間を廃止するものである。

議 第 4 3 7 号
都 査 第 2 7 号
平成 29 年 12 月 5 日

大阪府都市計画審議会会長 様

特 定 行 政 庁
枚 方 市 長 伏 見 隆

産業廃棄物処理施設の敷地の位置(枚方市)について(付議)

標記について、建築基準法第51条ただし書の規定により、次のように審議会に付議します。

産業廃棄物処理施設の敷地の位置（枚方市）について

建築基準法第 51 条ただし書の規定による処理施設の用途に供する建築物の敷地の位置は次のとおりである。

施設の種類	位置	敷地面積
産業廃棄物処理施設	枚方市春日北町二丁目 1248 番 42	約 7,500 m ²

「敷地の位置は計画図表示のとおり」

理 由

建築基準法第51条ただし書の規定により、産業廃棄物の処理施設の新築にあたり、処理施設の用途に供する建築物の敷地の位置について、特定行政庁（枚方市）において本案のとおり許可するものである。

議 第 4 3 8 号

建 審 第 2 3 8 0 号

平成 29 年 12 月 1 日

大阪府都市計画審議会会長 様

特 定 行 政 庁

大阪府知事 松井 一郎

産業廃棄物処理施設の敷地の位置(泉大津市)について(付議)

標記について、建築基準法第51条ただし書の規定により、次のように審議会に付議します。

産業廃棄物処理施設の敷地の位置（泉大津市）について

建築基準法第 51 条ただし書の規定による処理施設の用途に供する建築物の敷地の位置は次のとおりである。

施設の種類	位置	敷地面積
産業廃棄物処理施設	泉大津市夕風町 13 番 5 の一部	9,919.21 m ²

「敷地の位置は計画図表示のとおり」

理 由

建築基準法第51条ただし書の規定により、産業廃棄物の処理施設の新築にあたり、処理施設の用途に供する建築物の敷地の位置について、特定行政庁（大阪府）において本案のとおり許可するものである。

